

年 月 日

稲城市長 殿

申請者 住所  
 (建物所有者 氏名  
 又は代表者) 電話

稲城市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書

稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

耐震改修等費用		円(税抜き)			
住宅の概要	所在地				
	所有形態	<input type="checkbox"/> 単独所有 <input type="checkbox"/> 共有	建築用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
	延べ面積	$m^2$ (うち住宅部分 $m^2$ )	規模	地上 階・地下 階	
	構造	<input type="checkbox"/> 在来軸組工法 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	新築時期	年 月 日 完成	増改築	年 月 日	
耐震診断	実施時期	年 月 日			
	実施機関				
	評点	施工前：		施工後：	
施工業者					
工事期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
建築確認	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要				
	建築士氏名		建築士番号		
工事概要					
添付書類	(1) 耐震改修工事費用の見積書の写し (2) 助成対象住宅であることが確認できる書類及び図面(案内図並びに現況平面図及び改修計画平面図等) (3) 助成対象者であることが確認できる書類 (4) 助成対象住宅が共有物である場合にあっては、耐震改修工事に係る共有者全員の合意を示す書面 (5) 施工業者の建設業許可証の写し (6) 耐震診断を行った者が、第2条第2号に規定する診断機関であることを証する書類の写し (7) 稲城市木造住宅耐震改修助成要綱第2条第2号に規定する診断機関による、耐震診断の結果報告書及び補強案の写し (8) その他 ( )				
この申請に係る審査に、住宅の所有状況及び納税の状況について、公簿等により調査することに同意します。 <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p>					

# 居住者届

「稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱」の規定に基づき、同一住宅の居住者について下記のとおり届けます。また、稲城市木造住宅耐震改修等助成金交付に係る申請の審査に伴う、住宅の所有状況及び納税の状況について、公簿等により調査することに同意します。

年 月 日

住 所			
フリガナ 氏 名	居住者	備 考	押印欄
			⑩
			⑩

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市木造住宅耐震改修等助成金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第 7 条の規定に基づき、その旨を通知します。

記

1 助成対象住宅

建物名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件 稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱の規定を遵守すること。

※ 上記の金額は交付の予定額であり、申請した耐震改修等の完了報告後に、確定通知により交付額を確定します。

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震改修等助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市木造住宅耐震改修等助成金の交付については、下記の理由により交付しないことに決定したので、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第7条の規定に基づき、その旨を通知します。

記

1 助成対象住宅

建物名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 不交付の理由

- ※1 この決定について不服がある方は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、稲城市を被告として（訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。期日は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。様式第4号（第8条関係）

稲城市長 殿

申請者 住 所  
 (建物所有者 氏 名  
 又は代表者) 電 話

稲城市木造住宅耐震改修等助成金変更等承認申請書

稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱に係る申請内容を下記のとおり（変更・中止）したいので、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

助成金交付決定 通知書番号	年 月 日付 第 号		
申請の区分	変更・中止		
所在地			
変更又は中止の内容			
変更又は中止の理由			
建築確認	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		
	建築士氏名		建築士氏名
添付書類 (変更の場合のみ)	(1) 耐震改修工事費用の見積書の写し (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類		

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震改修等助成金変更等承認通知書

年 月 日付、稲城市木造住宅耐震改修等助成金変更等承認申請書で申請のあったことについては、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

交付決定金額	変更前
	変更後
承認の区分	変更・中止
所在地	
承認の内容	
承認の理由	

稲城市長 殿

住 所  
氏 名  
電 話

稲城市木造住宅耐震改修等助成事業完了報告書

年 月 日付、 第 号により決定を受けた稲城市木造住宅耐震改修等助成金の交付に係る耐震改修等が完了したので、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

所在地	
耐震改修等費用	円（税抜き）
施工業者	
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工事概要	
添付書類	(1) 耐震改修等工事の契約書又はこれに代わる書類の写し (2) 耐震改修等工事費用の明細書の写し (3) 耐震改修等工事費用の領収書の写し (4) 耐震改修等工事の施工前、施工中及び施工後の写真並びに案内図及び改修後平面図 (5) 診断機関が発行する工事後の評価が確認できる書類 (6) 建築確認を要した耐震改修工事については、その検査済証の写し (7) その他（ ）

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震改修等助成金交付額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった耐震改修等に係る稲城市木造住宅耐震改修等助成金の交付について、下記のとおり助成金の額を確定したので、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第10条の規定に基づき、その旨を通知します。

記

1 助成対象住宅

建物名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 交付確定額 金 円

稲城市長 殿

住 所

氏 名

⑩

電 話

稲城市木造住宅耐震改修等助成金交付請求書

年 月 日付、第 号にて確定した稲城市木造住宅耐震改修等助成金について、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 助成対象住宅

建物名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

3 振込先金融機関

振 込 口 座	銀 行 信金・信組 農 協			本店 支店
	口座名義 (か)	普 通 ・ 当 座	口座番号	

私は、下記の者を代理人と定め、助成金の受領を委任します。

受任者（受取人）

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震改修等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付、第 号で通知した稲城市木造住宅耐震改修等助成金の交付決定について、稲城市木造住宅耐震改修等助成要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消しの範囲 全部 ・ 一部

2 取消しの理由

- ※ 1 この決定について不服がある方は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、稲城市を被告として（訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。期日は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。